

福岡市公報

令和 6 年 7 月 29 日 第7072号

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目
告次—
示

ページ

- 地縁による団体の代表者の変更 (第196号)…………… 1
- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除 (第
197号)…………… 2

公 告

- 福岡市立霊園の利用者の公募 (第230号)…………… 2

正 誤

- 令和 6 年 6 月 27 日付第7064号 (別冊 2) 中正誤…………… 3

告 示

福岡市告示第196号

地方自治法第260条の 2 第11項の規定に基づき、同条第 1 項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和 6 年 7 月 29 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	名 称	代表者の住所及び氏名
変更前	緑町町内会	福岡市西区今津4813番地21 伊藤 尚久
変更後		福岡市西区今津4807番地99 大石 博之
変更前	泉西町内会	福岡市西区泉一丁目15番27号 古井 勇
変更後		福岡市西区泉一丁目 5 番21号 村上 登

福岡市告示第197号

土壤汚染対策法第11条第2項の規定に基づき、形質変更時要届出区域（特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域をいう。）の全部について指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により次のように公示する。

令和6年7月29日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 指定を解除する区域
福岡市博多区堅粕三丁目6番の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

公 告

福岡市公告第230号

福岡市立霊園条例第4条第1項本文の規定に基づき、福岡市立霊園の利用予定者を公募するので、次のように公示する。

令和6年7月29日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 公募する霊園の概要

名 称	所在地	埋蔵方法及び個別埋蔵室に焼骨を埋蔵することができる期間	公募する 利用権の数	使 用 料 (1体につき)	
		直接合葬	310体	本市に住所を有する者	64,000 ^円
				本市外に住所を有する者	96,000
		個別埋蔵室に焼骨を埋蔵するこ	30体	本市に住所を有する者	112,000

福岡市立 平尾霊園	福岡市南区 平和四丁目	個別埋蔵 後合葬	とができる期間 が10年間	30体	本市外に住所 を有する者	168,000
			個別埋蔵室に焼 骨を埋蔵するこ とができる期間 が20年間		本市に住所を 有する者	160,000
			個別埋蔵室に焼 骨を埋蔵するこ とができる期間 が30年間	22体	本市外に住所 を有する者	240,000
					本市に住所を 有する者	208,000
					本市外に住所 を有する者	312,000

2 利用の申込みの受付

(1) 郵送の場合

- ア 受付期間 令和 6 年 8 月 1 日（木）から同月 15 日（木）（消印有効）まで
イ 宛 先 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市霊園窓口（市役所 4 階）

(2) 電子申請の場合

- ア 受付期間 令和 6 年 8 月 1 日（木）から同月 15 日（木）まで
イ 申請方法 福岡市立霊園ホームページの電子申請サービスによる。
URL <https://www.fukuokashi-reien.jp/>

3 抽選

利用の申込みが競合した場合は、次の日時及び場所において、抽選により利用予定者を定める。

- (1) 日時 令和 6 年 9 月 11 日（水）午後 2 時
(2) 場所 福岡市中央区赤坂二丁目 5 番 8 号
福岡市立中央市民センター 視聴覚室

正 誤

発行年月日	公報番号	ページ	箇所	正 誤	
令和 6 年 6 月 27 日	第7064号 (別冊 2)	2	上から 5 行目	誤	職員衛生検査所専用市長印の 項
				正	食品衛生検査所専用市長印の 項

